

モロッコにおける特許権の権利行使



Maddock & Bright IP Law Office

Abdelwahab Moustafa

(弁護士)

Maddock & Bright IP Law Office は、1949年に設立された知財を専門とするエジプト法律事務所。エジプトのみならず中東および北アフリカにもオフィスを構える。Abdelwahab Moustafa氏は、Maddock & Bright事務所のパートナー弁護士であり、知的財産分野において15年の経験を有する。特許、意匠の出願や訴訟、知的財産権全般のライセンスやコンサルティングを行っている。

モロッコにおける特許権の権利行使は、モロッコ工業所有権法（以下「工業所有権法」）第15条に基づき、商事裁判所(Tribunal of Commerce)への特許侵害訴訟によって行われる。第15条の規定は以下の通り。

「本法の適用から生じるいかなる紛争も、本法に定められた行政上の決定を除いて、専ら商事裁判所により審理されるものとする」

工業所有権法第202条の規定に従い、侵害訴訟は特許権者により、またはライセンス契約において別段の定めがない限り、ライセンシーにより、もしくは特許権者とライセンシーが共同原告となって提起することができる。

1. 民事訴訟

1-1. 手続

侵害行為が行われている施設を特定した後、原告（特許権者および/またはライセンシー）は、執行官による施設への立ち入り、侵害品の目録作成、関係し得るあらゆる情報の調査を命じるよう、商事裁判所長に申立を行うことができる（工業所有権法第211条）。この申立は、弁護士によって提出されなければならない。以下の情報を含んでいなければならない。

(a)権利者の侵害申立対象となる権利

(b)侵害者の名前と住所

(c)侵害行為が行われている施設

申立が行われてから 24 時間以内に、裁判所長は、原告の請求に従い行動するよう執行官に命じる。執行官は、原告の代理人を伴い、調査を開始する。執行官は、侵害品のサンプルを購入し、侵害品の製造に用いられる機械類の写真を撮影し、侵害の発生源を調査する等の権限を有する。

執行官が侵害者の施設への立入調査をした日から 30 日以内に、原告は訴訟（本訴）を提起しなければならない。本訴提起後、原告は工業所有権法第 203 条の規定に従い、仮差止命令を請求することができる。仮差止命令により、侵害が疑われている物品の製造または販売を暫定的に禁止すること、または被告が製造販売行為の継続を望む場合、裁判所長により算定された保証金の被告による預託が継続の条件とすること、などを強制することができる。この仮差止命令は、本訴手続における裁判所の判決が下されるまでの間、効力を有する。

両当事者による訴答書面の提出後、担当判事は審理期日を設定し、両当事者へ通知する。審理は 15 日～21 日間程度行われ、この間、各当事者が意見や証拠を提出する機会が与えられる。

これ以上新たな議論はなされないと判事が判断した段階で、結審する。その後 15 日以内に判決が下される。この判決に対して不服がある当事者は、商事控訴裁判所(Court of Appeal of Commerce)に控訴することができる。控訴については下記 1.5 で詳述する。

1-2. 専門家の指名

技術的専門性が求められる事件において、判事は関連する技術領域の専門家を指名して意見を求めることができる。専門家の指名は、いずれかの当事者が請求することもできる。

1-3. 手続期間

裁判手続にかかる期間は、両当事者の議論の内容によって異なるが、おおよそ9ヶ月程度である。専門家が指名される場合、さらに長い期間が必要となる。

1-4. 救済措置

侵害訴訟により得られる救済措置としては以下が挙げられる。

(a)本訴手続における裁判所判決が下されるまでの間、侵害製品の販売または製造を差し止める仮差止命令

(b)侵害行為により被った損害に応じて裁判所が算定する損害額の賠償命令

1-5. 控訴

商事裁判所の第一審判決に対して不服がある当事者は、判決が通知された日から30日以内に商事控訴裁判所に控訴することができる。各当事者は、控訴審判決が下されるまでの間に、意見書を提出する権利を有する。この手続において、各当事者は、第一審と同じ主張を提出する以外に、新たな事実や主張を持ち出すことが可能である。控訴審の手続中は、第一審判決は執行されない。商事控訴裁判所の控訴判決に不服がある場合、最高裁判所への上告が可能である。

2. 刑事訴訟

刑事訴訟は、民事訴訟手続が終了し、権利者の権利が証明され、侵害行為が認定された後にのみ、提起することができる。刑事訴訟では、侵害者に対して、懲役や高額な罰金等、厳しい刑罰を言い渡すことができる。

工業所有権法第213条～第215条に従い、工業所有権法第53条および第54条に定義された特許権者の権利を故意に侵す行為は侵害罪を構成し、2～6ヶ月の懲役刑および50,000～500,000ディルハム(150万円～1,500万円*本記事作成時のレートによる)の罰金刑の両方、あるいはいずれかが科される。

罰金は累犯の場合、増額することができる。累犯とは、同一行為に対する確定判決が過去5年以内に被告に対して下されている場合をいう。裁判所はまた、侵害

者の財産である侵害品や侵害行為に専ら用いられる製造装置等の廃棄を命令することができる。

侵害が疑われている製品を故意に入手し、展示し、市販もしくは販売し、または輸入もしくは輸出した侵害者に対しても、同一の刑罰を適用することができる。また、侵害者を故意に助ける行為も同様である。

侵害者が特許権者の職場または施設で働いていた元従業員である場合、より重い刑が科され、6ヶ月～2年の懲役および100,000～500,000ディルハム（308万円～1540万円＊本記事作成時レートによる）の罰金刑の両方、あるいはどちらかが科される。特許に記載された方法についての知識を侵害者に与えた後、侵害者に協力した従業員に対しても、同じ刑罰が科される。

（編集協力：日本技術貿易株式会社）